

意見招請に対する回答

平成28年11月18日
独立行政法人日本学生支援機構

【意見招請番号:3】延滞債権(振替不能4回目・紙請求延滞)回収業務

項番	頁	事項	意見・提案	回答
1	2	業務内容と委託件数	<p>1. 業務内容等説明書2ページ 3. 実施時期(予定)ーA. 延滞債権の管理回収業務</p> <p>・委託件数は月平均4,966件に対して、実施期間は6ヶ月となっておりますが、業務内容説明書に記載された多様な業務内容を期間中に実施することは、一般的に難しいと思われます。</p>	<p>日本学生支援機構では、奨学金返還の延滞解消に向けた回収促進策として、初期延滞債権については、督促架電、振替不能通知や個人情報情報機関への登録を注意喚起する通知の送付を行う等の取組を実施するとともに、延滞4ヶ月となった債権については返還者の状況を踏まえ、債権回収及び猶予指導等を含めた返還指導をサービサーに委託しています。</p> <p>また、延滞9ヶ月以上となった債権については、人的保証の場合は「支払督促申立予告」、機関保証の場合は「催告書」を送付し、より強い督促を行うこととなります。</p> <p>そのため、本件業務は、早期の延滞解消を目指し、各種通知・架電・住所調査・訪問・返還期限猶予案内等による十分な督促や指導を行うことで、返還者が長期延滞に陥らないよう取り組んでいるものです。</p> <p>以上のことから、ご意見として承りましたが、本件業務は、初期延滞債権の回収促進にあたり確保されるべきものであることから、業務内容等説明書に掲げる業務及び期間のとおりとします。</p>